

# 令和4年3月適用の設計業務委託等技術者単価運用に係る特例措置 について

令和4年3月25日

令和4年3月適用の設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）及び公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定されたことに伴い、下記のとおり特例措置を定めます。

## 1 適用対象業務委託

令和4年3月1日以降に契約を行う測量・設計等業務委託のうち、令和3年度設計業務委託等技術者単価及び令和3年3月から適用した公共工事設計労務単価を適用して予定価格を積算している業務委託とします。

## 2 特例措置の内容

1に定める業務委託の受託者は、新技術者単価等を適用した積算に基づく契約に変更するため業務委託料の変更の協議を委託者に対して請求することができます。

## 3 業務委託料の変更

変更後の業務委託料

＝新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格  
×当初契約の落札率

※「当初契約時点の物価」とは、契約時点の資機材単価も本特例措置の対象となります。

## 4 協議の請求期限

当初契約の日から60日以内とします。

協議は協議請求書（業務委託）により行います。

## 5 協議請求の根拠となる規定

- ・二本松市建設事業に係る業務委託契約約款第57条
- ・二本松市建築設計業務委託契約約款第57条
- ・二本松市工事監理業務委託契約約款第43条

## 6 工事請負契約について

工事請負契約については、別紙のとおり、平成27年3月に特例措置を一般化した内容で定めており、今回の単価改定についても、当該特例措置にて対応します。